

～退職後の保養所むつみ荘・うしお荘の利用等のご案内～

◆退職後の直営保養所（むつみ荘・うしお荘）のご利用について

退職後（山形県市町村職員共済組合の資格喪失後）も直営保養所むつみ荘・うしお荘にご宿泊いただけます。直営保養助成券（5,000円助成）の適用はなくなりますが、「共済組合施設利用証」等の提示により、現職時と同様に組合員料金（一般料金から約1,500円割引）で宿泊することができます。

ぜひ退職後もお気軽にむつみ荘・うしお荘をご利用ください。

◆共済組合施設利用証について

【配付対象者】

退職者で年金を受給するまで期間のある方（年金待機者）

※ただし、短期組合員の組合員期間しか有しない方は除きます。

【配付時期】

令和6年3月31日に退職して、組合員資格を喪失し年金待機者となる方には、所属所経由で令和6年3月中旬に配付します。

【利用方法】

対象となる全国の共済組合等が運営する宿泊施設で「共済組合施設利用証」をフロントにご提示いただきますと、対象者本人が宿泊する際に組合員料金等が適用されます。

【対象となる全国の共済組合等】

国家公務員共済組合連合会、日本私立学校振興・共済事業団、地方職員共済組合、公立学校共済組合、警察共済組合、東京都職員共済組合、全国市町村職員共済組合連合会及び各指定都市・市町村・都市職員共済組合

※下線の共済組合等が運営する宿泊施設では、ご家族の方（同一世帯に属する三親等内の親族に限ります。）も組合員料金で宿泊いただけます。

※むつみ荘・うしお荘は、下線の共済組合等が運営する宿泊施設に該当します。

下線の共済組合が運営するその他の宿泊施設は、「旅と宿」（全国市町村職員共済組合連合会）
<https://www.ctv-yado.jp/> をご覧ください。

※各宿泊施設を利用する際は、事前に料金等をご確認ください。

※「共済組合施設利用証」の裏面に、ご利用上の注意事項を記載しています。

【年金受給者になる場合】

年金を受給する場合は、年金証書と一緒に「年金受給者等施設利用証」を配付します。

年金受給者等施設利用証は、共済組合施設利用証と同等の内容になりますので、年金受給者になった場合は、年金受給者等施設利用証をご利用ください。

【紛失した場合】

万が一、「共済組合施設利用証」を紛失した場合、両保養所のフロント又は共済組合企画管理課までご連絡ください。年金待機者であることを確認した後、お住まいのご住所まで「共済組合施設利用証」を郵送します。

◆各種助成券等について

退職後にむつみ荘・うしお荘利用の際は、以下のような助成・割引を受けることができます。

名称及び券面	対象者	内容等
<p>① 共済組合施設利用証</p> 	<p>年金待機者 (短期組合員の組合員期間 しか有しない方は除く。)</p> <p>・</p> <p>同一世帯の 三親等内の親族</p>	<p>【内容】 組合員料金で宿泊可</p> <p>【取得方法】 退職時に所属所経由で配付</p> <p>【他との併用】 ※全てと併用可</p>
<p>② 直営保養助成</p> 	<p>当組合の被扶養者</p> <p>・</p> <p>当組合の組合員の 配偶者、同居 する父母及び子</p>	<p>【内容】 5,000円助成 組合員料金で宿泊可</p> <p>【取得方法】 当組合ホームページで申請書 を取得</p> <p>【他との併用】 ※③⑤と併用可</p>
<p>③ 天晴LifeUpカード</p> 	<p>山形県市町村職員 年金者連盟会員 (プラチナ、ゴールド、 シルバー会員)</p>	<p>【内容】 1,500円助成 (年4回) 組合員料金で宿泊可</p> <p>【取得方法】 県年金者連盟加入時に配付</p> <p>【他との併用】 ②⑤との併用又は ④⑤との併用可</p>
<p>④ 年金受給者等特別割引券</p> 	<p>年金受給者及び 年金待機者</p>	<p>【内容】 1,500円割引 (日曜日～金曜日 の宿泊に限る)</p> <p>【取得方法】 フロントに①又は③提示で配付</p> <p>【他との併用】 ①③⑤との併用可</p>
<p>⑤ スタンプラリー (割引券)</p> 	<p>宿泊利用者全員</p>	<p>【内容】 1,200円割引 (むつみ荘・ うしお荘に3回宿泊で利用可)</p> <p>【取得方法】 宿泊利用時にフロントで配付</p> <p>【他との併用】 全てと併用可</p>